

附表－20

洪水または高潮の際における新潟県と富山県との水防事務に関する協定書

水防法第7条第2項の規定により、洪水または高潮の際における水防事務（以下「水防」という。）について、新潟県（以下「甲」という。）と富山県（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲と乙とは、次表の河川及び海岸の水防について、その円滑な実施を期するため、相互に協力し、当該地域の水災の防止軽減につとめるものとする。

河川または海岸名	水 防 区 域	摘 要
境 川	当河川水系流域	二級河川
青 海 町 海 岸	新潟県西頸城郡青海町	
朝 日 町 海 岸	富山県下新川郡朝日町	

（雨量、水位の通報）

第2条 前条の水防区域を所管する甲及び乙の出先機関（以下「関係出先機関」という。）は、雨量、水位観測資料を次表のとおりそれぞれ通報するものとする。

観 測 所 名	施設管理者	位 置	連 絡 担 当 機 関	通 報 先
上路雨量観測所	青 海 町	青海町大字上路	糸魚川土木事務所	入善土木事務所
境橋水位観測所	富 山 県	朝日町大字境	入善土木事務所	糸魚川土木事務所

2 前項の雨量、水位の通報基準は、次表のとおりとする。

観 測 所 名	通報水位	警戒水位	通 報 基 準
上路雨量観測所			イ 1時間20ミリ以上の雨量を観測したとき。 ロ 降り始めてからの雨量が70ミリに達したとき。 ハ イ、ロの雨量に達したのち、更に30ミリずつ増加したとき。 ニ 洪水にかかる気象注・警報発表時は、ロの雨量に達したのち1時間毎。
境橋水位観測所	1.30m	1.50m	イ 通報水位に達したとき。 ロ 警戒水位に達したとき。 ハ 最高水位に達したとき。 ニ 通報水位を超えたのちは、この水位以下になるまで1時間毎。

（水防活動等の連絡）

第3条 甲と乙は、第1条の水防区域で青海町と朝日町の消防応援協定に基づく水防活動を開始した場合及び顕著な被害または非常災害切迫状況その他特に連絡が必要と認められる状況が発生した場合には、関係出先機関を経由のうえ相互に連絡するものとする。

（資材等の応援）

第4条 甲及び乙は、第1条の水防区域の水防活動のために資器材等が不足し、または不足が予想され、かつ緊急を要するときには、相互に資器材等の応援融通を求めることができるものとする。

2 前項の応援融通を求められた県は、当該県内の水防のためやむをえない事情がない限り、できるだけその求めに応じるものとする。

3 前2項の規定による応援融通のために要した費用は、当該応援融通を求めた県の負担とする。

（水防計画の交換）

第5条 甲と乙は、この協定内容をおのおの水防計画に記載し、当該水防計画書を毎年交換するものとする。

第6条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、そのつど甲乙協議して処理するものとする。

以上この協定の証として証書を2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

昭和48年6月12日

甲 新 潟 県
新潟県代表者 新潟県知事 旦 四 郎
乙 富 山 県
富山県代表者 富山県知事 中 田 幸 吉